

令和7年度 — 接種前に必ずお読みください —

川俣町 新型コロナワクチン予防接種 説明書

新型コロナウイルス感染症は、感染者のせきやくしゃみ、会話の時に出るウイルスを含む飛沫やエアゾルと呼ばれる小さな粒子を吸い込んだり、それらが目や鼻、口に直接付着することで感染します。普通の風邪と同じ症状が多く、かぜと区別がつきにくくなっていますが、風邪とは異なり、一部の人で重症化し、入院が必要になることもあります。

ワクチン接種は重症化予防等が期待できます。かかりつけの医師によく相談し予防接種を受けるようにしましょう。

◆予防接種対象の方 (インフルエンザワクチンの定期接種の対象者と同じです)

川俣町に住民票を有している

- 1 接種当日 65 歳以上の方
- 2 接種当日 60～64 歳の心臓、腎臓、呼吸器などに障がいをもつ方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害をもつ方で、それらの病気で身体障害者手帳 1 級をお持ちの方(身体障害者手帳をお持ちください)

※「新型コロナ」の定期接種は、予防接種を受ける本人が予防接種の効果や副反応等理解したうえで、「予防接種をする」という意思が確認できない場合は、実施できません。認知症等で理解が難しく意思が確認できない場合には、任意接種となります。

◆接種期間 令和7年 10月1日(水)～令和8年3月31日(火)

- ※ 高齢者インフルエンザの予防接種は、令和7年12月27日(土)までですので、ご注意ください
- ※ 新型コロナワクチンと他のワクチンとの同時接種については、特に医師が必要と認めた場合は可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

◆自己負担額 4,700 円(生活保護の方は無料です)

※ 全額公費による接種は令和6年3月31日で終了しています。

◆予防接種を受ける前に

- 1 新型コロナの予防接種は、強制ではなく自らの意志と責任で接種することが原則です。説明書をよく読んでから接種してください。
- 2 予防接種を受けるには、新型コロナ予防接種予診票(医療機関に準備してあります)が必要です。接種する方が責任をもって記入し、提出してください。
- 3 ただし、次の方は予防接種を受ける際に、医師とよく相談をしてください。
 - 抗凝固療法を受けている方、血小板減少症または凝固障害のある方
 - 過去に予防接種を受けて接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状が出た方
 - ワクチンの成分に対し、アレルギーや重度の過敏症の既往歴のある方
 - 心臓病・腎臓病・肝臓病・呼吸器、血液その他慢性の病気で治療を受けている方
 - 過去にけいれんをおこしたことがある方
 - 過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
 - その他、医師に不適當な状態と判断された方

(裏面もご覧ください)

◆持ち物

- ①予診票 ②マイナ保険証又は資格確認書
- ③自己負担金（4,700円）

◆予防接種を受けた後の一般的注意事項

- 1 接種後に副反応（接種部位の痛みや倦怠感、発熱、頭痛、筋肉や関節の痛みなど）が生じることがあります。
- 2 ワクチン接種後4日程度の間、胸の痛みや息切れ等の症状がみられた場合には、速やかに医療機関を受診してください。ごくまれに、心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されています。
- 3 入浴は差し支えありませんが注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- 4 接種当日は、普段どおりの生活をして構いませんが、激しい運動や過度の飲酒は避けましょう。
- 5 接種済証は大切に保管してください。

◆予防接種による健康被害救済制度

- 1 定期接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での入院治療が必要になったり、障害を残したりするなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
- 2 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害年金、葬祭料、遺族年金、遺族一時金等の給付が行われます。※請求期限あり
- 3 健康被害が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したとき、市町村により給付が行われます。厚生労働大臣の認定にあたっては、第三者により構成される疾病・障害認定審査会により、因果関係に係る審査が行われます。まずは予防接種を受けた病院を受診したあと川俣町役場保健福祉課健康増進係にご相談ください。
- 4 予防接種に基づく定期接種として定められた期間を外れたり、本人の意思確認が難しいなかで接種を希望したりする場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります。窓口は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（0120-149-931）となります。

【問合せ先】 川俣町役場保健福祉課 健康増進係 電話566-2111